

函館市青函連絡船記念館摩周丸の概要

担当部局	企画部企画管理課（連絡先：0138-21-3621）
所在地	函館市若松町12番地先公有水面
目的	旧青函連絡船摩周丸を函館港の港湾文化交流施設として保存・活用し、青函連絡船の歴史を広く市民および観光客に伝えるとともに、その利用により本市の教育・文化の向上と観光の振興に資することを目的とするものです。
事業概要	青函連絡船の歴史的・文化的な意義を広く市民や観光客に伝える施設として、模擬体験ができる操舵室・無線室などの公開や、青函連絡船のパネルや関連資料、模型展示などを行っています。
開館時間 休館日	<p>1 開館時間</p> <p>① 4月1日～10月31日まで 午前8時30分～午後6時</p> <p>② 11月1日～3月31日まで 午前9時～午後5時</p> <p>※市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができます。</p> <p>2 休館日</p> <p>1月1日～1月3日までの日および12月31日</p> <p>※市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができます。</p>
施設概要	<p>1 船舶の長さ 132m</p> <p>2 船舶の全幅 17.9m</p> <p>3 トン数 5,374t</p> <p>4 延床面積</p> <p>① 船舶 6,938.99㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">使用可能面積 1,496.11㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">うち公開使用部分面積 1,161.15㎡</p> <p style="padding-left: 20px;">その他公開部分（デッキ）面積 1,735.73㎡</p> <p>② 切符売場棟 143.5㎡</p> <p>5 用途 展示船（係留船）</p> <p>6 主な施設 以下のとおり</p> <p style="padding-left: 20px;">（2階） 入口、ウエルカムロビー</p> <p style="padding-left: 20px;">（3階） 船のしくみ展示室、青函連絡船のあゆみコーナー、ライブラリーコーナー、ひも結びコーナー、シーサイドサロン、トイレ、事務室</p> <p style="padding-left: 20px;">（4階） 操舵室、無線室、多目的ホール、トイレ</p> <p>※附属施設：切符売り場</p>

<p>指定管理者が行う業務内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 入館者に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> ①受付業務（利用料金の徴収，入館者数（有料・無料・年間券の別など）の把握，入退館の管理等，館内・催し物案内） ②館内業務（展示物等の説明・案内など） ③入館の制限 ④入館者の安全確保 ⑤意見・要望等の把握とその対応 ⑥苦情への対応 ⑦その他必要と認められる業務 2 多目的ホールの使用の許可等に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> ①使用許可申請書の受理および許可 ②利用者に対する使用条件・場所等の説明，備品類の貸出，使用場所の原状回復 ③使用予定表の作成，使用状況の記録 3 維持管理に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> ①消防用設備保守点検等 ②自家用電気工作物保守点検 ③冷暖房機の保守点検 ④日常清掃・特別清掃 ⑤ごみ処理（館内から排出される廃棄物の適正処理） ⑥館内等巡回警備 ⑦施設・設備の修繕 ⑧その他維持管理に関すること 4 その他市長が定める業務 <ol style="list-style-type: none"> ①各種計画および報告書等の作成・提出等業務 ②利用促進業務（摩周丸の設置目的に資する特別な展示や催しなど，事業の開催） ③その他必要と認められる業務
<p>利用料金</p>	<p>施設の管理運営にあたっては，地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用します。指定管理者は，利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は，市が条例で定める使用料を上限として，指定管理者が市の承認を得て定めることができます。</p>
<p>自主事業</p>	<p>指定管理者は，摩周丸の設置目的に沿って自己の責任と費用により，独自に企画・計画した自主事業を提案することができます。提案された自主事業は，市の承認を得た場合，実施することができます。</p>
<p>施設管理運営経費</p>	<p>施設の管理運営に関する一切の費用（準備経費を含む。）は，利用料金および市が支払う指定管理委託料のほか，自主事業の収益などをもって充てるものとします。</p>
<p>条 例</p>	<p>函館市青函連絡船記念館摩周丸条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会</p>